

Alan Dershowitz
アラン・ダーショウイツ [著]

滝川義人 [訳]
Yoshito Takigawa



ケース・フォー・ イスラエル 中東紛争の 誤解と真実

ニューヨークタイムズ・ベストセラー!

——イスラエル非難、是か非か？

シオニズムの起源にさかのぼり、アラブ・イスラエル
紛争の諸問題が、初めて明快に解きほぐされる。

ミルトス

ケース・フォー・イスラエル 中東紛争の誤解と真実／目次

- 1章 イスラエルは植民地主義、帝国主義国家か？ 24
- 2章 ヨーロッパのユダヤ人がパレスチナ人を追い出したか？ 35
- 3章 シオニスト運動は、パレスチナ全域の植民化陰謀だったか？ 44
- 4章 バルフォア宣言は拘束力のある国際法か？ 47
- 5章 ユダヤ人はパレスチナを分かち合う気がなかった？ 55
- 6章 ユダヤ人は二国併存方式による解決を拒否してきた？ 62
- 7章 ユダヤ人はホロコーストを逆用した？ 71
- 8章 国連の分割決議はパレスチナ人に不公平であった？ 84
- 9章 ユダヤ人はイスラエルとなる地域で少数派であった？ 88
- 10章 イスラエルがパレスチナ人を犠牲にしたのがアラブ・イスラエル紛争の根本因？ 92
- 11章 イスラエルの独立戦争は拡張主義者の侵略行為だった？ 96

- 12章 イスラエルがアラブ難民問題をつくった？ 101
- 13章 イスラエルが六日戦争を始めた？ 117
- 14章 イスラエルの占領は正当化できない？ 122
- 15章 ヨムキプール戦争の勃発責任はイスラエルにある？ 129
- 16章 イスラエルは真剣な和平努力をしていない？ 134
- 17章 アラファトがバラク・クリントン平和提案を拒否したのは正しかった？ 150
- 18章 イスラエル人よりパレスチナ人の死亡が多いのは何故か？ 157
- 19章 イスラエルはパレスチナ人を拷問しているのか？ 170
- 20章 イスラエルはパレスチナ人住民に対しジェノサイドをやっている？ 177
- 21章 イスラエルは人種主義国家である？ 194
- 22章 イスラエルの占領が諸問題の根本原因？ 199
- 23章 イスラエルはパレスチナ人の国家建設を拒否した？ 205
- 24章 イスラエルの家屋破壊政策は集団罰？ 209

25章 テロリスト指導者の狙い撃ち殺害は不法？ 217

26章 ウエストバンクとガザの入植地が平和の障害である？ 221

27章 テロリズムは暴力の応酬というサイクルの一部にすぎない？ 224

28章 イスラエルは世界最悪の人権侵害国である？ 227

29章 倫理観から見ると、パレスチナテロリストとイスラエルの対応は同類、

人命無視の点で同じである？

236

30章 大学はイスラエルから投資を引き揚げ、イスラエルの学者をボイコットすべきである？ 245

31章 イスラエル批判は反ユダヤ的？ 258

32章 ユダヤ人そしてイスラエル国民の中にもパレスチナ人に味方する者が沢山いるのは何故か？

269

結び イスラエル——諸国民の中のユダヤ人 275

脚注

304

訳者あとがき

322

まえがき

ユダヤ人国家イスラエルは、国際社会で被告席に立たされ、非難されている。その罪状には、犯罪国家、最悪の人権蹂躪国家、ナチズムの鏡像、中東和平の最も頑迷な障害といったものが含まれる。国連の議場から大学のキャンパスまで、至る所でイスラエルを抜きだして、非難し、投資引揚げとポイコットの対象とし、魔物扱いにする。イスラエルの指導者は、戦争犯罪者として告発すると脅され、イスラエルの支持者は二重忠誠者、教派のセクト主義者などと非難される。

世論の場できちんと対応する時が来ている。筋の通らぬ議論を許さない、真実を明らかにして、イスラエルの正当性を主張する時である。筆者は本書でその正当性を明らかにした。イスラエルの政策と行動を一つひとつ擁護するのではなく、国家として存在する権利、テロリズムから国民を守る権利、境界を敵から守る権利など、基本的権利の擁護である。

現在、平和への「ロードマップ」で二国併存方式が提

案されているが、本書で筆者は、随分前からイスラエルが、二国併存による問題の解決を受け入れる用意のあったことを、立証する。そして妥協を排し拒否姿勢を貫いてきたのがアラブ側指導者であったことも、本書で明らかにする。国のサイズ如何を問わず、ユダヤ人を多数派とするユダヤ人国家がパレスチナの一角に存在することを、絶対に認めようとしないのである。筆者は、欠点を含め、イスラエルの現実の姿を紹介したいと思う。

そこは多くの点でアメリカに類似する。イスラエルは多民族の民主主義国家で、活気があり繁栄している。ユダヤ人、ムスリム（イスラム教徒）、キリスト教徒の全国民に対し、周辺のアラブ、ムスリム国家よりも、はるかに良い生活と機会を保証している。

一番の問題が、イスラエルを選びだして非難しながら、ずっとひどい人権侵害諸国には目をつぶる者がいる点で、この人々は国際偏執の廉（かど）を受けるべきである。このような選択的非難は絶対承服できない。イスラエルに対する

批判をすべて反ユダヤ主義で片づけるつもりはない。筆者自身、これまでイスラエルの対応を観察してきたが、政策や行政のなかには、批判して然るべきものもあり、筆者ははつきり批判している。イスラエル支持者の大半もそうであり、実質的にイスラエル国民全員がそしてアメリカのユダヤ人の多くがそうである。

しかし筆者は、自国アメリカ及びヨーロッパ、アジア、中東諸国を含め、ほかの国々に対しても批判的である。批判が比較のうえに成り立ち、前後の文脈から観察され、公正であるならば、批判は押さえるのではなく、奨励すべきである。しかし、ユダヤ人国家だけを選びだし、欠点を非難する時、他の国のもつとひどい欠点は無視する時、このような批判は公正の一線を越え醜悪になり、許容域を越えて反ユダヤ的となる。

ニューヨークタイムズのトーマス・フリードマンは、「イスラエル批判は反ユダヤ的ではない。反ユダヤ的と言うのは卑劣である。しかし、事の軽重を考えることもなく、中東のほかの国の行動を一切抜きにしてイスラエルだけを取りあげ、非難と国際制裁の対象にするのは、反ユダヤ的行動であり、はつきりそう言わないのは、不誠実である」と言った*1。至言である。普遍的とはいわぬまでも世間に

よくある性格や行動を取りだし、それをユダヤ人だけに備わった特徴として非難するのは、反ユダヤ主義である。

ヒトラーやスターリンがやったのは、これである。

一九二〇年代ハーバード大のA・ローレンス・ローウエル総長が、ユダヤ人学生の入学を制限しようとして、「ユダヤ人はだます」ことを制限理由にあげたのは、反ユダヤ主義の一例である。ある著名な校友が、非ユダヤ人でも人をだますとして、反対した。するとローウエルは、「あなたは議論対象を変えている。私はユダヤ人のことを話しているのだ」と答えた。そして今日、ユダヤ人国家だけを障害因として取りだして批判する者は、イスラエルの敵の行動はどうなのだ、何故批判しないと問われると、「あなたは議論対象を変えている。我々はイスラエルのことを話しているのだ」と答える。

イスラエルは、謂^いれの無い非難を受けている。同じような問題に直面しながら、高度の人権を守り、一般住民の安全に最大限配慮しつつ法の支配のもとで行動する国、大きいリスクを負いながら平和に賭ける国は、史上イスラエルをおいては他にはない。本書はこれからこれを立証する。大胆な主張のようであるが、筆者は、事実と数字で具体的裏付けをする。そのなかには、バイアスのかかった情報

源から資料を入手している者が驚くような事実もある。

例えば、イスラエルの司法は、戦時下でも軍事問題に介入し、軍に法の支配を強要する。世界広しといえども、このようなことを許しているのは、イスラエルだけである*2。防衛戦で占領した紛争地域を、安全保障上不可欠と分かっているながら、平和と交換に返還したのは、現代史上イスラエルだけである。自国の住民被害と相手側住民被害の比率を考える場合、似たような戦争で相手側比率が小さいのは、イスラエルを置いて他にない。イスラエルを非難する者は、「イスラエルは人権侵害で世界最悪」などと唱えるが*3、その人にそれを裏付けるデータを提示せよと言いたい。提示できないはずである。

最高のものが最悪のものとして非難され、そのもつともらしい非難に根拠がないことが判明すれば、次は非難した者に焦点をあてて考えなければならぬ。そのような人々は、偏執、偽善の罪はまぬがれない。せいぜいのところ底なしの無知といった位の評価しかない。歴史の法廷に立たなければならぬのは、この人達である。ユダヤ民族、ユダヤ教、あるいはユダヤ人国家などユダヤと名のつくものだけを抜きだして、理不尽な非難を浴びせる者も、十把ひ^はとからげで同じ法廷に立たされる。

イスラエルとパレスチナ人の主張については、二国併存による解決が不可避であり、望ましくもある。これが本書の前提である。どのような形にそれがおさまるのか、究極の姿はどうなるべきか等については、もちろん交渉で決まることであるが、キャンプデービッドとタバの交渉（二〇〇〇～二〇〇一年）失敗、あるいはロードマップ（二〇〇三年）をめぐる論争などで分かるように、結着するまで^つ紆余曲折があるだろう。ユダヤ人国家とパレスチナ人国家の平和共存という解決策以外には、四つの選択肢しかない。

第一は、ハマスなどイスラエルの存在権そのものを否定する集団（拒否戦線派として一括される）が求める方式。即ち、イスラエルの壊滅、中東におけるユダヤ人国家の完全排除である。

第二は、少数のユダヤ人原理主義者と拡張主義者が求める方式。即ち、ウエストバンク（西岸地域）とガザの永久併合と同地域在住のアラブ住民数百万の追放である。

第三は、かつてパレスチナ人が提唱したが、現在は放棄している方式。即ち、ウエストバンクと隣接アラブ国家（即ちシリアまたはヨルダン）との連邦。

第四は、単一の多民族国家方式。即ち、ユダヤ人国家を

事実上パレスチナ国家にとりこむための口実である。

今日この四つの選択肢は、いずれも受け入れられぬものになっている。イスラエル人とパレスチナ人双方の自決権を認める解決法が、それはそれでリスクを伴うものの、唯一合理的な方式である。

あちらを立てればこちらが立たずの難しいジレンマになるなかで、唯一コンセンサスが成立すると思われるのが、アラブ・パレスチナーイスラエル紛争に対する二国併存方式による解決である。長期に及ぶ紛争をどう平和的に解決するのか。筋道のつく配慮をするのであれば、このコンセンサスから始めなければならぬ。今日世界の大半は、二国併存方式の解決を支持している。圧倒的多数のアメリカ国民も然りである。イスラエル国民も随分前からこの妥協を受け入れている。今では、パレスチナ自治政府とエジプト、ヨルダン、サウジアラビア、モロッコ政府の公式路線となっている。

拒否しているのは、イスラエルとパレスチナ人双方の過激派、そしてシリア、イラン、リビアの拒否戦線派であり、イスラエルとウエストバンク及びガザ回廊の全域を永久にイスラエル、あるいはアラブが支配する、と主張する。

ノアム・チョムスキーやエドワード・サイードのよう

な反イスラエルの学者も、二国併存方式を拒否している。チョムスキーは、「そこいらの腐った考えのなかでは一番であろう」と言っているが、「私は良い考えとは思わない」と主張している。昔からチョムスキーは多民族の単一国家方式支持者で、レバノンとユーゴスラビアをモデルにしたものである*4。この二つの国は内部崩壊を起こし、兄弟殺しで見ても無残な状態になってしまった。チョムスキーはこの事実にもくれない。彼にとつて経験より理論が重要なのである。サイードは、イスラエルがユダヤ人国家として存続する解決法には、断固として反対し、「私自身は、二国併存方式の解決を信じない。信じているのは多民族単一国家である」と言っている*5。彼は、チョムスキーと共に、多民族国家を支持する。実現不可能な案で、イスラエル人とパレスチナ人双方が受け入れないであろうから（相手の国を破壊する策略としてなら別であるが）、つくつても双方に受け入れを強要しなければならない。

世論調査による二国併存方式の支持率は、確かに状況により上下する。テロの激しい時は、イスラエル人もパレスチナ人も妥協拒否の傾向を強める。特定の個人は、神まで持ち出して主張するが、それは別として理性的な人々は、イスラエル人とパレスチナ人共に単一国家解決主義を信じ

ないし受け入れもしないことに気付いている。つまりところ、二国併存の妥協は必要であり、正しい道であり、危険かつ痛ましい紛争の建設的解決を話し合う時、これが双方に益をもたらす始まりとなる。

話し合いになれば、双方は、この長期紛争について、それぞれの歴史上の認識にもとづいて領土上の言い分を主張し始めるので、どの時代のどの問題を出発点にするのか、合意しておかなければならない。

国家や民族が紛争状態にある時、自分達の主張や苦しみをも最も適格に象徴すると思われる時代から、話を始める。アメリカの植民地開拓者が、イギリスからの分離を求めた時、彼らの独立宣言は「我々の同意なしに税を課し」、「我々のあいだに大部隊を宿営させる」といった「現国王」によって「繰り返される被害」と「暴政」の歴史から、話が始まる。分離反対派は、特定の税の支払い拒否、イギリス兵に対する挑発行為など、開拓民が犯した間違いから話を始めた。同様にイスラエルの独立宣言は、「イスラエルの地（エレットイスラエル）がユダヤ民族の誕生の地であり……ここで初めて彼らは国家を建設し……書の中の永遠の書を世界に送りだした」という話を前文とする。一方、最初に出されたパレスチナ民族憲章は「シオニストの

占領」から話を始め、「ユダヤ人とパレスチナの歴史的ないは精神的結びつき」、国連のパレスチナ分割決議、そして「イスラエル国の建国」を拒否する。

イスラエルとアラブ双方の過激派が唱える主張は、込み入って紛糾し、結局のところ歴史的に立証不能の内容で、それをいくらか解きほぐそうとしても、双方にとつて不毛の論争に終始することになる。もちろん、この地と人口動態の歴史（古代及び近現代）を、おさらいしておく必要はある。理由は簡単である。理性的人間が、同じ基本事実から正反対の結論を引き出すことができるのであり、この現実を理解するためである。もちろん実際には、事実のうちいくつしか合意されない。大半は紛糾し、一方は真実であると確信し、片方はそうではないと確信する。

この際立つた認識の違いは、いくつかのファクターに起因している。双方が認めた事象の解釈の問題である場合もある。例えば12章で扱うアラブ難民。現在イスラエル国となつている所に住んでいたアラブ人数十万人は、最早その地には住んでいない。その事実も誰でも認める。正確な人数については議論の余地があるが、大きい違いが生じるのは、難民の発生理由である。イスラエルから全員が叩き出されたのか、大半がそうなのか、あるいは一部なのか、

あるいはまた追い出されてはいないのか。それとも、アラブ派指導者が求めたので出たのか、それともいくつかのファクターの組合せなのか。難民がイスラエルとなった所に何年住んでいたのか。これも認識が別れる。国連が、ほかの難民とは違う定義をして、わずか二年間住んだ後にその居所を離れた者を、すべて難民扱いにしたためである。

一九四八年の戦争は、アラブ諸国のイスラエル攻撃で始まったが、その戦争の力学と空気を正確に再現するのは不可能であるから、我々が絶対に確実と言えるのは、イスラエルを離れたアラブ人の大半が追い出されたのか、それとも自分の自由意思で出たのか、あるいは移動を繰り返したのは、いくつかのファクターの組合せを経験したためか、誰にも分からぬということである。あるいは自説で相手を説得できないということである。最近イスラエルが、多数の歴史文書を研究者に開示したので、不明点が判明し、新しい解釈も可能になった。しかしそれでも、意見の相違が全部なくなるわけではない*。

同じことが、一九四八年までアラブ諸国に居住していた八五万のスファラディ系ユダヤ人にいえる。そのほとんどはイスラエルに移住したが、追い出されたのか、自分の自由意思だったのか、あるいは恐怖、機会、宗教上の結びつ

き等のファクターが組み合せて生じたのか。その正確な力学ははつきりとはつかめない。アラブ諸国は歴史記録あるいは公文書を保持せず、保持しても研究者に開示しないので、なおさらである。

双方は相手が違った解釈をすることを認める限り、それぞれ自己本位の話を持ってもいいだろう。時には、事実の解釈ではなくで、用語の定義をめぐる論争もある。例えば、土地割当てに関するアラブの主張が、そうである。それによると、ユダヤ人口は土地住民のわずか三五%にすぎなかったのに、イスラエルはパレスチナの五四%を割り当てられた、と主張する*。一方イスラエル国民は、国連が係争地を分割した時、イスラエルに割り当てられた地域ではユダヤ人が多数派を形成していた、と強く主張する。これから明らかにしていくが、正確な定義が、相違の溝を埋めることができる。

もうひとつの出発点は、はるか昔の苦しみに関する制限規則を含めることである。ユダヤ人が紀元一世紀にエレッツイスラエル（イスラエルの地）から追放された経緯だけに依存することはできない。アラブもまた、一世紀以上も前に起きたと称する事象に依存することをやめ、それを超越しなければならぬ。制限規則をつける理由のひとつが、

時間の経緯に伴い過去の再現が段々難しくなり、政治色の強い記憶が固まってきた、事実にとって代わるからである。「事実あり、そしてまた真の事実あり」と言うとおりでである。

一八八二年に始まる第一アリアー（十九世紀末になつてヨーロッパからユダヤ人難民がパレスチナへ移住するようになり、その移住の第一次に当たる）に先立つ事象については、真実よりも政治、宗教色の強い記憶の方が多い。イスラエル特にエルサレム、ヘブロン、ツファットの聖都には、いつの時代にもユダヤ人は存在し、エルサレムでは何百年もユダヤ人が多数派ないしは過半数を占めていたことを、我々は知っている。十九世紀には、イギリス出身のオーストラリア人が先住民のアボリジニを追い出し、アメリカではヨーロッパ出身者が、先住民がともと居住していた西部へ流入し始めるが、それより少し後の一八八〇年代にヨーロッパのユダヤ人が、かなりまとまった数で、現在のイスラエルへ移住し始めたことも、我々は知っている。

アメリカ人やオーストラリア人は、征服と恐怖で土地と住民を支配した。それに対し第一アリアーのユダヤ人は現地住民にそのようなことはしなかった。彼らはオープンか

つ合法的に不在地主から土地を購入したのである。その土地の大半は、不毛の地と考えられた所である。オーストラリアに英語を国語とするキリスト教国としての合法性を認め、あるいは西アメリカに合衆国の一部としての合法性を認める者は、イスラエルの地におけるユダヤ人のプレゼンスの合法性に、疑問を呈することなどできないのである。

一九四七年の国連分割の前から、国際規約と国際法が、パレスチナにユダヤ人社会が権利として存在することを、認めていたのである。また、紛争の根本は権利対権利であるという前提に立つ時、紛争の理性的討議が許されなければならぬ。このような紛争は、解決が一番難しい場合が往々にしてある。双方が、自分の主張が絶対正しいと信じており、そのなかで妥協するように説得しなければならぬいからである。なかには、神の命令をもちだす人が出てくると厄介である。

筆者は、アラブームスリム―ユダヤ史を短くおさらいし、それから、アラブームスリム―パレスチナ―イスラエル紛争を復習するが、特にパレスチナ人指導者の拒否姿勢をとりあげる。一九一七年、一九三七年、一九四八年そして二〇〇〇年と二国併存（ないしは二つのホームランド併存）の解決をすべて拒否してきたのである。一方イスラエ

ルについては、安全な境界内に平和裡に生存しようとする現実的な努力に、焦点を当てる。アラブ側指導者が繰り返すユダヤ人国家を撃滅しようとするにもかかわらず、その努力は続けられている。筆者はイスラエルの過ちを指摘するが、国民の生命財産を守ろうとする真摯な努力（時には見当違いの場合もあるが）のなかで、生じたことである。筆者は、イスラエルが事実上すべての活動で法の支配を守ろうとしている点も言及する。

筆者は、苦しみを検証するための時間的遡及には制限を設けるべきと考える。しかし、イスラエルの主張を考えるためには、一定期間の遡及が必要である。何故ならば、大学のキャンパス、メディアその他世界のさまざまな分野で反イスラエルの宣伝が行なわれ、それが、十九世紀末に始まるユダヤ人の移住から国連の分割決議、ユダヤ人国家の建国、アラブ・イスラエル戦争に至り、さらにテロリズムとテロ対策に至るまで、歴史の意図的歪曲をベースにしているからである。「過去を記憶できない者は、罰として過去を繰り返す」という哲学者サンタヤーナの警告に留意して、史実はきちんとしておかなければならない。

本書の各章は、イスラエル非難の告発で始まり、告発者の意見を引用して、非難内容を紹介する。その次に筆者

が、確かな証拠で裏付けられた、厳然たる事実をもって反論する。事実の紹介にあたっては、親イスラエルの情報源に依拠せず、客観的情報源、場合によれば、要点を明確にするため反イスラエルの情報源を典拠とする。

本書で筆者は、次の諸点を明確に証明する。その証明に疑問の余地はない。第一、イスラエルの行動を判断する際、悪意にみちた二重基準が使われてきたこと。第二、イスラエルが世界でも、指おりのすぐれた国であっても、最悪のなかの最悪国として貶められていること。第三、この二重基準は、ユダヤ人国家に対して不公正であるのみならず、法の支配を汚し、国連のような国際機関の信頼性に傷つけた。さらにそれは、パレスチナ人テロリストのテロ行動を助長する。即ち、テロを連発してイスラエルの過剰反応を促し、国際社会による一方的なイスラエル非難を引き起こすのである。

本書の結論として、筆者は中東の現実を把握しなければ、紛争の本質が理解できないことを論証する。その現実とはアラブの拒否姿勢である。アラブ側指導部は、最初からユダヤ人国家と名のつくものは一切存在を拒否し、抹殺しようとしてきた。現在のイスラエルに、まともな人口をもつユダヤ人社会が存在することすら認めようとしな

かった。パレスチナ側研究者の旗手ともいふべきエドワード・サイード教授すら「パレスチナ民族主義そのものが、イスラエル人（ユダヤ人を意味する）の駆逐をベースとしていた」と述べている*⁸。これは、単純明快な事実であり、その真偽をめぐって論争になるような話ではない。アラブ人、パレスチナ人指導者の口とペン先から出てくる証拠が、それこそごまんとある。この目的に向かつてさまざまな戦術が使われてきた。例えば、ユダヤ人難民のパレスチナ移住史やパレスチナのアラブ人口動態史の改竄^{かいざん}がある。無防備のユダヤ人住民をターゲットにするのも、戦術のひとつである。これは一九二〇年代に始まり、一九三〇年代後半から四〇年代前半まではヒトラーとナチのジェノサイド（集団虐殺）を支持し、ピール調査委員会の二国併存提案（一九三七年）、国連の分割決議とその履行（一九四七～八年）に暴力をもって反対した。難民問題を利用する戦術もある。難民を隔離し、危機的状況にたかめ、悪化させ、その危機を利用する。

段階論という戦術もある。イスラエルと併存するパレスチナ人国家構想そのものが、イスラエル撃滅の第一段階なのである。一八八〇年から一九六七年まで、アラブないしはパレスチナ人スポークスマンで、パレスチナ人国家の建

設を提唱した者は、事実上ひとりもない。彼らは、ローマ帝国がパレスチナとして指定した地域が、シリアかヨルダンに編入・併合されることを望んだのである。一九三七年、パレスチナ人指導者として知られるアウニ・ベイ・アブドル・ハディは、ピール調査委員会に「そのような地域は存在しない……パレスチナはシオニストがでっちあげた造語である……我々のこの地域は何世紀も前からシリアの一部である」と言った。そのような認識を持つパレスチナ人達は、ピール調査委員会の提案する独立パレスチナ国を拒否した。提案には併存する形で小さいユダヤ人国家も含まれていたからである。その後も目的は変えず同じであり、ユダヤ人国家を抹殺して、ほとんどのユダヤ人をこの地から排除することにあつた。

現在アラブの現実主義者は、この目的が——少なくとも近い将来——達成不可と認識している。望むらくは、現実主義か原理主義に勝利し、パレスチナ人とその指導者が、ユダヤ人国家の存在権を受け入れることで、パレスチナ国家論の論拠が強まることを、認識してほしいものである。パレスチナ人がユダヤ人国家撃滅よりも自国建設を望むようになれば、ほとんどのイスラエル国民は、平和指向のパレスチナ人国家を良き隣人として受け入れ、歓迎するであ

ろう。二〇〇三年六月四日アカバで、「ロードマップ」順行合意が成立し、握手と約束が交わされた。これでいくらか希望が生まれた。二国併存による問題解決——随分前からイスラエルは受け入れていた——は現実のものとなる可能性が出てきた。

筆者は、本書で明らかにしたイスラエルの立場をめぐって、活発な議論が起きることを歓迎する。過激派の論争で偏向した問題について、文脈をきちんと踏まえた誠実な議論が生まれることを、心から願うものである。筆者が到達した結論と史実にもとづく判断について、異議を呈する向きがあるかも知れない。しかし、次の基本事実については、理性的に判断すれば、反対は出てこないだろう。

その基本事実とは、第一、十九世紀末ヨーロッパのユダヤ人が現在のイスラエルへ移動し、同地のスファラディ系同胞と合流したが、彼らが父祖の地へ避難しても、他者からとやかく言われる筋合いはない。パレスチナの一角に取得した土地は不在地主から公正な手段で購入したものであり、額に汗して耕作し、ユダヤ人の郷土を築いたのである。土地購入でフェラフィン（アラブの小作農）の土地流出は極くわずかである。第二、彼らは、国際法にもとづく分割提案を受け入れた。ユダヤ人が多数派を占める地をユ

ダヤ人の国とする提案をのんだのである。第三、文字どおりパレスチナ人指導者アラブ側指導者全員が、ユダヤと名のつく主権（ユダヤ人国家、ユダヤ人のホームランド、ユダヤ人の自治権）を含む解決法に、断固として反対してきた。議論の余地ないこの一連の事実が紛争の基礎を築いたのである。紛争の過程でイスラエルが建国されたが、その紛争は今日まで続いている。この史実をイスラエルの主張の一部として提示することが大切である。不快な歴史の歪曲あるいは、削除が反ユダヤ主張の材料になっているからである。

筆者は、キャンプデービッド・タバ平和交渉を詳しくフォローしていたが、交渉が失敗に終わり、パレスチナ人が再びテロリズムに走ると、世界中の人々が、イスラエルを非難し始めたのである。筆者はこのプロセスを見て、本書の執筆を決意した。二〇〇〇年夏、筆者はイスラエルのハイファ大学で講義をしていた。それで、現地イスラエルの期待感を肌で感じる事ができたのである。一九九三年のオスロー合意が始まる和平プロセスは、二国併存方式の解決を受け入れる方向に進んでいるように思われた。多年に及ぶ激しい紛争の後、イスラエルとパレスチナが平和裡に共存する段階に近づいたのである。

和平プロセスが提案をまとめる段階に来たとき、イスラエルのエフード・バラク首相が大胆な提案を行なって、世界に衝撃を与えた。エルサレムを首都とするパレスチナ国家、神殿丘の支配、ガザ全域とウエストバンク約九五％の返還、一九四八年の難民に対する三〇〇億ドルの補償など、パレスチナ人が要求してきたものを、事実上全部提示していたからである。アラファトは、この歴史的提案を一体どうして拒否したのであるか。当事者間の仲介役を果たしてサウジアラビアのバンドル王子はアラファトに「この提案を受けよ」と促し、「君はもつとよい取引きがあるとも思っているのか？」とたずねた。まさか君は、バラクよりシャロンとの交渉を望んでいるのではないだろうか、とバンドルは念を押した。アラファトはためらった。それでバンドルはアラファトに、「私が前に言ったことを、記憶されていたらいいのだが。この機会を失えば、悲劇どころではない。犯罪行為になる」と厳しい調子で警告したのである*。

筆者は、アラファトがその犯罪を犯すのを、身震いするような気持ちで見ている。アラファトはバラク提案を蹴り、提案を示すこともなく平和交渉の場から去ったのである。後にバンドル王子はアラファトの提案拒否を「パレス

チナ人に対する、いやこの地域全体に対する犯罪行為」と呼ぶことになる。暴力の再始動で、イスラエル人とパレスチナ人が死んでいく。バンドル王子は、この死の全責任がアラファト個人にあると言った*¹⁰。クリントン大統領も、和平プロセスの挫折責任はアラファトにあるとした。交渉に関わった人の大半が同じようにアラファトを非難している。ヨーロッパですら多くの人が、この気前のよい提案を蹴ったアラファトに怒った。世界の世論の支持は大きく転換した。二国併立による解決法を再度拒否したパレスチナ人から、暴力の袋小路を抜ける提案をしたイスラエルへ移ったのである。

ところが、数カ月もたたない内に、国際世論は、再びイスラエルからパレスチナ人へ移ったのである。今度は徹底して厳しかった。イスラエルは突如としてパリア（のけ者）扱いをうけ、ごろつき、侵略者、平和の破壊者などと非難された。大学のキャンパスで、イスラエルだけを狙いうちした投資引揚げとボイコットの請願書が出された。このような仕打ちをされたのは、寛大な提案を行なったイスラエルの方であった。和平プロセスの挫折を批判した知識人達が、かくも早く物事を忘れ去る。一体どうしたのであるか。世界は、キャンペーンビッドのならず者であるア

ラファトをあつという間に英雄にかえ、英雄的な提案を行なったイスラエルをならず者に変えてしまったのである。世論の認識がかくも短期の間に劇的な変化をとげたのである。一体何が起きたのであろうか。

バンドル王子は、アラファトがバラクの平和提案を拒否した場合に生じる事態を予想したが、筆者はまさにそのとおりになったことを知った。バンドルは「君には二つの選択肢しかない。この条件をのむか。拒否して戦争をするか、選択は二つにひとつ」であると語った。アラファトは戦争の道を選んだのである。パレスチナ自治政府の通信相によると、「ヤセル・アラファト議長の要請により、PA（パレスチナ自治政府）はキャンブデービッド交渉以降インティファダ始動の準備を進めた」のである*11。

自爆テロのエスカレートの実に使われたのが、アリエル・シャロンの神殿丘訪問であった。しかしこの通信相は「アラファトは……シャロンのハラム・アツシャリーフ（神殿丘）訪問に対する抗議ではなく、交渉におけるパレスチナ人の揺ぎない不動の立場を補完する段階として、インティファダの勃発を予定した」と述べている。事実、テロのエスカレートは、シャロンの訪問数日前に始まっている。「インティファダに総力をあげよ」という政治勢力、諸

派に対するPAの指示の一環であった。換言すれば、バラク提案に代わる別の提案を出して「交渉を成立させる不動の信念」を貫く代わりに、アラファトは、自爆テロと暴力のエスカレートという代案を提示したのである。バンドル王子はひとりの報道記者に、「私は……機会を逸した（衝撃の）大ききから、まだ立ち直れない」と述べ、「これまで一六〇〇人のパレスチナ人が死んだ。イスラエル側は七〇〇人の死者を出している。このイスラエル人、パレスチナ人の死は全くの無駄死だ。正当化できない」と語った*12。

バラクの平和提案を拒否し、部下達に交渉における“補完段階”として暴力的インティファダの再発を命じ、避けようと思えば、避けられた無駄死の責任者アラファトが、一体どうやれば、世界の世論をあつという間に親パレスチナ、反イスラエルに変えることができたのである。何故かという大きい疑問に、答が必要と思われた。そして、その答の故に筆者は本書を執筆せざるを得なくなつた。

答は二つに分かれる。第一はかなり明白である。つまりアラファトは、絶対に確実なテロのカードを切ったのである。テロリスト外交家として起伏の多い長い道のりで、テ

口の有効性を何度も確認していた。アラファトは熟知していた。スクールバスの学童、ショッピングセンターに来た妊婦、ディスコで踊る十代の子供達、過越し祭のセデルを祝う家族、大学のカフエテリアで憩う学生など、イスラ

エルの一般住民をターゲットにすれば、イスラエルに過剰反応を引き起させることができる。イスラエルの選挙民は、まずハト派のエフード・バラクよりタカ派の者を首相に選ぶ。そして軍が行動を起こすように挑発する。軍による対テロ作戦では、どうしても、一般のパレスチナ人の間に死者が出る。それはいつものように完璧にうまくいく。突如としてイスラエルの負のイメージが浮上してくる。群集に向かつて発砲するイスラエル兵、検問所で女性をとめる姿、あるいは一般民を殺すイメージである。ある外交官が指摘したように、アラファトは「苦痛の冷然たる計算をマスターした」男で、「パレスチナ人の被害は彼らに有利に働き、イスラエル人の被害も彼らに有利に作用する。非暴力は割りに合わない」ことを知っているのである*13。

多くの人にとって、単なる数字で充分であった。イスラエル人よりパレスチナ人の死者数が多い。それはイスラエルがごろつきである有力な証拠とされる。『わずか』“八一〇人のイスラエル人しか殺されなかったものの、パレスチ

ナ人テロリストはもつと何千人も殺そうとしたのであり、イスラエル当局が実行過程中のテロの約八〇%を阻止したので、その死者数にとどまったのであるが、そのようなことは完全に無視される*14。

無視されるのは、二〇〇〇人前後の死者数の構成も然りである。そのなかには、自爆犯、爆弾製造者、爆弾投擲者、パレスチナ人から殺された「対敵」協力者など数百人が含まれる。事件に関係のない無辜の住民だけを算えれば、パレスチナ人よりイスラエル人の死者数がずっと多い*15。同じような暴力に見舞われ、数十年もテロと戦ってきた国は、いくらかもある。しかしイスラエルによる無辜の住民の殺害数は、どの国よりも少ない。さらに、この悲劇的死は、意図せざる死であり、対テロ戦の過程で巻添えになった死である。

それでは何故、国際社会で、あれほど多くの人が、アラファトの見えすいた策略にはまってしまったのであるのか。バンドル王子などは非難しているのに、外交官、メディアの解説者、学生、政治家、宗教指導者は、何故、アラファトの暴力エスカレーターを非難しないのであろうか。イスラエルになると、途端に非難するのは何故か。聖職者や道徳家は、無辜の住民を意図的にターゲットにする者と

自国民を守る過程で過失によって無辜の住民を殺した者との間に、はっきりと一線を画する。それなのに、イスラエルを扱う段になると、何故この大事な線を引かないのであるのか。パレスチナ指導部が死の算術を利用し操っているのに、彼らは何故理解しないのであろうか。死体の数だけを算えるのではなく、その先にある倫理上の算定はできないのであろうか。双方の意図的攻撃でそれぞれ無辜の住民が何名犠牲性になつていいのか。何故それを考えないのか。

この不可解な問題に対する答を探し求める過程で、暗黒の力が作用していることが、次第に明らかになつた。短期間の内に、世論の認識が劇的に変わつてしまうのは、論理的、倫理的、法的いや政治的原則からは、説明できないのである。イスラエルがユダヤ人国家であり、世界諸国の中の「ユダヤ」であるというのは、答の一部である。イスラエルの寛大な平和案に対し、パレスチナ人がこの提案に暴力をもって応じたことに対し、世界は実に奇怪な反応を示した。これを完全に理解するには、ユダヤ人を格段に厳しい別の基準で扱い、判断してきた世界の歴史を考える必要がある。

ユダヤ人国家についても然りなのである。世界初の近

代ユダヤ人国家として建設されてからすぐに、イスラエルは、特異な二重基準で扱われ、判断されるようになった。国家の存在に関わる脅威から防衛し、国民の生命財産を守る行為に対して、他の国に対する物差しとは違う基準で批判されるのである。

本書は二つのテーマについて扱う。第一はイスラエルに對する不公平の実態、第二は、それよりもさらに重大な問題、即ち、この不公平が、パレスチナ人などによるテロリズムを助長する結果となつている問題である。

本書のトーンが時に喧嘩腰に響くとすれば、現在イスラエルに浴びせられている非難が、声高で一切の妥協を排斥し、一方的でかつ誇張されているからである。「ナチ同然」とか「ジェノサイド」あるいは「世界最悪の人権侵害国」などと、まさに罵詈雑言である。故意に偽つたこの非難には、真実をもって答え、きちんと対応しておかなければならない。悪いことを相互に認め合い、妥協の姿勢を示す前に、この作業が必要である。

問題は冷静な議論で検討すべきであるが、現在見られる議論は、特に大学キャンパスにおいては、喧嘩腰で聞く耳を持たぬ一方的な非難が、イスラエル鬼畜化を目論む者によつて行なわれている。その非難に対しては、イスラエル

の擁護者が歯切れの悪い対応しかしないため、認める形になる場合が多く、非難者におもねるような言いわけになっている場合もある。

双方がそれぞれ自分の過ち、非難されても仕方のない行為を互いに認め合い、紛糾しあう状況を乗り越えて、妥協の道を進む時、初めて平和への前進が可能となる。さまざままな場で行なわれている討論は、偽りにみちた一方的かつ誇張した非難で汚染されている。妥協に通じる環境は、この汚染が一掃されない限り、形成されない。

本書の目的は、虚偽にみちた非難に、真実を直接ぶつけて論破し、汚染された空気をきれいにすることにある。この論破のトーンは、非難のトーンを反映して、必然的にきつい表現になる場合もある。これまで筆者は著作、講演及び授業で歯に衣着せ^{きぬ}ないやり方を通してきた。相手におもねり、あれこれ思案したりはしない。相手に気分の悪い思いをさせることもある。虚偽にみちた非難、偏執的行動をとる者が、気分の悪い思いをしても当然である。筆者は、本書でこのやり方を通すつもりである。

虚偽と偏執に汚染された空気が一掃されるならば、イスラエルとパレスチナ側のそれぞれ特定の政策について、もつと陰影に富んだ討論が開始できる。本書はその討論

ではない。一連の問題について筆者は自分の見解を持つているが、本書はその前の段階でとどめてある。イスラエルだけが抜き出されて、最低の人権蹂躪国として理不尽な非難にさらされている時、真実と公平を旨とする人間がまずやるべきことは、この非難をあいまいにしておかないで、はつきりと論破することである。

筆者は、市民的自由の擁護者でリベラル派であるのに、一体どうしてイスラエルを支持できるのか、とよく質問される。この質問の意には、このような「抑圧的」国家を支援するには、原理原則をまげているに違いないという意味が含まれている。筆者は、自分が市民的自由の擁護者でリベラル派であるが故に、イスラエルを支援しているのである。

筆者は、政策が法の支配を侵す時は、イスラエルを批判しているし、不正規兵が一般住民を殺した一九四八年のデイルヤシン事件、フアランジスト民兵がパレスチナ人を殺した一九八二年のサブラ・シャティラ難民キャンプ事件、あるいはバルーフ・ゴールドシュタインが礼拝中のムスリムを殺戮した一九九四年のヘブロン事件など、イスラエル人やその同盟者が犯した言語同断の行為を弁護しようとも思わない。ほかの民主主義国家と同じように、イスラエル

とその指導者は、その行動が許容し得る基準をみたまなければ、批判されて然るべきである。しかしその批判は、状況に対応した観点で、前後の文脈を踏まえ、他と比較した相対的なものでなければならぬ。さらにそれは、他国にも適用される同じ基準でなければならぬ。

筆者は、リベラル派で、市民の自由擁護の立場で、イスラエルの主張を明らかにしたが、保守派も保守主義の価値観にもとづいて、イスラエルを支持すべきであると思っている。筆者は、原理原則をまげること誰にも求めている。筆者は、ほかの国や国民に適用している道義と正義の同じ物差しをユダヤ人国家にも適用して欲しい、と言っているだけである。

善意の人々が同じ基準だけを適用するのであれば、執筆するまでもない。しかし、余りにも多くの人々が、イスラエルには別枠の厳しい基準を押しつけている現状から、事情を精査して、理性的に判断すれば、イスラエルが平和、公正、正義そして自決を尊重する善意の人々の支持——もちろん無批判の支持ではない——を得るにふさわしい国であることを、明らかにする次第である。